

## 平成27年度 第11期

## 会計財産目録

平成28年3月31日現在

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
現金	501,423
普通預金	0
未収入金	
流動資産合計	501,423
2 固定資産	
土地	
建物	
建物	
固定資産合計	0
資産合計	501,423
II 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	
預り金	42,500
流動負債合計	42,500
2 固定負債	
長期借入金	
退職給与引当金	
固定負債合計	0
負債合計	42,500
正味財産	458,923

## 平成27年度 第11期 会計貸借対照表

平成28年3月31日現在

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	496,333	
普通預金		
未収入金	0	
流動資産合計		496,333
2 固定資産		
土地		
建物		
建物		
固定資産合計		0
資産合計		496,333
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金		
預り金	42,500	
流動負債合計		42,500
2 固定負債		
長期借入金		
退職給与引当金		
固定負債合計		0
負債合計		42,500
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	551,005	
当期正味財産増減額	-96,524	
正味財産合計		454,481
負債及び正味財産合計		496,981

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金	額
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入	0	
入会金収入	0	
会費収入 (500円×6人)	3,000	3,000
2 事業収入		
広報・出版事業	2,150	
講演事業	78,582	80,732
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	0	
民間助成金収入	0	0
4 寄附金収入	0	0
5 その他収入		
利息収入	79	79
任意団体からの繰入金	0	0
6 その他の事業会計からの繰入		
当期収入合計		83,811
収入合計		83,811
II 経常支出の部		
1 事業費		
調査・研究事業	0	
評価・公表事業	13,878	
広報・出版事業		
講演事業	102,000	115,878
2 管理費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
什器備品費	0	
光熱水費	0	
消耗品費	0	
通信運搬費	423	
印刷製本費	55,240	
諸会費	0	
荷造運送費	8,788	
租税公課	6	64,457
3 予備費		
予備費		0
経常支出合計		180,335

経常収支差額			-96,524
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0	0	
その他の資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0	0	
その他の資金支出合計			0
当期収支差額			-96,524
前期繰越収支差額			551,005
次期繰越収支差額			454,481
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			-96,524
当期収支差額（再掲）			
2 負債減少額		12,500	
増加額合計			-109,024
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			0
当期収支差額（再掲）（マイナスの場合）			-109,024
2 負債増加額			551,005
減少額合計			441,981
当期正味財産増加額（又は減少額）			
前期繰越正味財産額			
当期正味財産合計			

(注記) ・・・・備考の5を参照

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。

- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)